

あいお

No. 122

人口と世帯数

(1月1日現在)

人口	9,485人
男	4,504人
女	4,981人
世帯数	2,416世帯



「とじこんで保存しましょう」

今月の主な記事

交通安全スローガン	1
出初式 漁港整備	2
児童手当制度 タコあげ大会 国民年金だより	3
公害セミナー 保健衛生事業	4
納税コーナー・社協だより	5
鳥獣保護・花とみどりに	6
郷土小史 (5)	7
おかあさんのページ	8

昭和四十九年

「交通安全年間スローガン」

がきまりました

◎ 運転車向けのもの

あせってる今があなたの

赤信号

◎ 歩行者向けのもの

止まります待ちます

車のきれるまで

◎ こども向けのもの

きをつけよう まいにち

とおるみち だけど

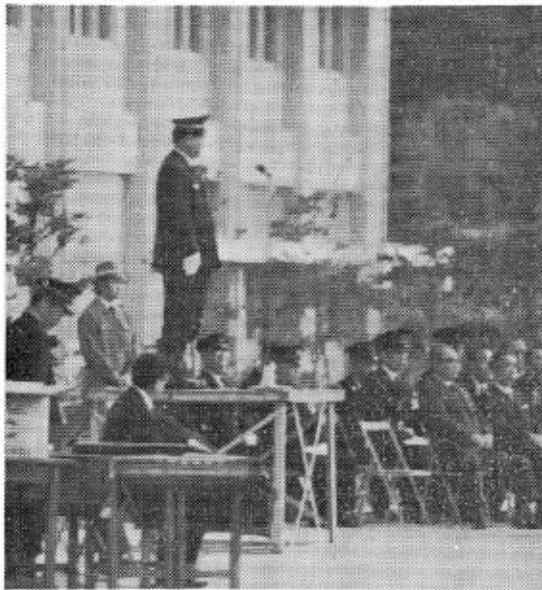
運動する人も、歩く人も、みんながいつも心に刻んで、事故のないまにちをすごしましょう。

近代消防へ

新春恒例出初式

新春恒例の消防出初式は、好天に恵まれた正月五日午前九時三〇分秋穂小学校運動場で消防関係者二〇名、消防車三台、自衛消防ポンプ一五台が参加して挙行されました。消防長あいさつ、消防団長訓辞に続き表彰機械器具点検のあと公開行事として、油火災及び水源不足を想定して町設消防と自衛消防の中間による放水訓練を実施して大きな成果をおさめました。

尚出初式で表彰を受けられた方々は次のとおりです
(山口県消防協会会長表彰)



- 永年勤続章
宇野茂生 徳光汎彦
退職感謝状 徳田英一
(秋穂町長表彰)
- 功労章
小野英雄 村岡誠司
徳光康巳 春植一民
河野雄吉
精勤章
久保清三 守田誠治
藤田 進 宇野茂生
佐野照輝 徳光啓加
市嶋稔山 谷川重義
原田昌一 西村 章
田中邦生
- 勤続章
梶山建二

- 勤続功労章(自衛消防団)
徳万和己 安光正勝
松本 健 内田昌雄
小川寅吉 山口徳一
消防協力者
安光清子
人命救助
徳永ハルノ

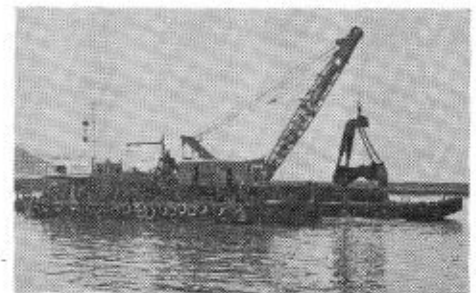


第5次 漁港整備事業に着手

秋穂浦漁港・大海漁港

も年次計画で整備されます。請負業者は日進建設株式会社です。

このように、第五次整備計画によって、漁業振興の発展のため、近代漁港施設の充実がはかられています。なお、工事期間中は、現在使っている漁港の利用が制約されることがありますので、関係のあるみなさんのご協力をおねがいたします。



秋穂浦漁港

第四次漁港整備で外かく施設(防波堤)が完成しましたので、引き続き今年度より、第五次整備にはいり、陸揚用物揚場がつくられることになりました。

この事業は、年次計画で整備されるため、今年度は物揚場の下部工(一個十五トン位)のブロックのかたまりをすえつける工事。別図)が行なわれます。

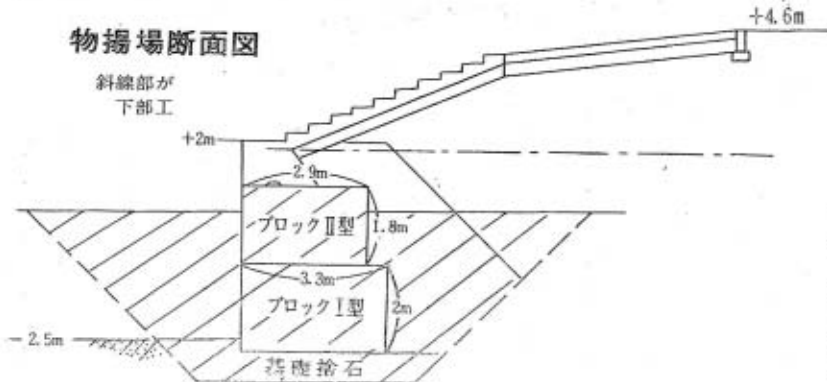
請負業者は佐伯建設工業株式会社です。

大海漁港

大海漁港は、第四次計画で一応整備がすすんでおりますが、繫船施設(船をつなぐ場所)の不足を補うため引き続き物揚場が増築されることになりました。

今年度の工事は、物揚場下部工の一部ですが、これ

物揚場断面図



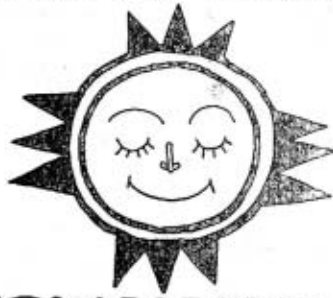
児童手当制度

支給範囲 さらに拡大

昭和四十九年四月一日から、児童手当の支給範囲が、さらにひろがります。

これまでは、三人以上の児童のうち、昭和四十八年四月一日現在で、十歳未満の児童（昭和三十八年四月二日以後に生れた児童）がいることが必要でしたが、ことしの四月からは、その範囲がひろがって三人以上の児童のうち、義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）がいれば支給されるようになります。

なお、盲学校、ろう学校、養護学校の中学部に在学する児童や、就学義務を免除または猶予されている児童については、十八歳未満であれば義務教育終了前の児童に含まれます。



このように児童の範囲がひろがりますので、四月から新たに該当すると思われる方や、現在の額より児童手当の額がふえる方は、町役場町民課又は大海支所で請求の手続きをして下さい。手続きの受付は大海側二月十四日（木）大海支所で秋穂側二月十三日（水）町民課で行いますので印かん及び健康保険証を御持参下さい。

公務員と三公社に勤めている方は勤め先に申しして下さい。

請求の手続きその他この制度についてお知りになりたいことがありましたら、町役場町民課にお問い合わせ下さい。

天まであがれ!!

タコあげ大会

町子ども会育成連絡協議会主催、恒例の新春タコ揚げ大会が好天気に恵まれた一月六日（日）十三時三十分より、浜内塩田跡で開催されました。当日の成績は、次の間自分で創意工夫して作ったタコ、又育成会の協力を得て部落子ども会で作ったタコを持って出席し、開会式後デザイン等の審査を受け糸をうまくあやつりながらスタート、タコは新春の青空の中を風に乗って高

く揚げていき、子ども会の前途を祝福しているようでした。

尚、当日の成績は、次の間自分で創意工夫して作ったタコ、又育成会の協力を得て部落子ども会で作ったタコを持って出席し、開会式後デザイン等の審査を受け糸をうまくあやつりながらスタート、タコは新春の青空の中を風に乗って高

く揚げていき、子ども会の前途を祝福しているようでした。

尚、当日の成績は、次の間自分で創意工夫して作ったタコ、又育成会の協力を得て部落子ども会で作ったタコを持って出席し、開会式後デザイン等の審査を受け糸をうまくあやつりながらスタート、タコは新春の青空の中を風に乗って高

く揚げていき、子ども会の前途を祝福しているようでした。

国民年金

国民年金の保険料が上がりました

今年の一月から国民年金の保険料が次のようになりました。

- 定額保険料
- 一般被保険者 九〇〇円（旧五五〇円）
- 五年年金被保険者 九〇〇円（旧七五〇円）
- 附加（所得比例）保険料 四〇〇円（旧三五〇円）

保険料は必ず納めよう

国民年金は、老後や、事故とか病気などで障害者になった場合、または母子家庭や、遺児になった場合年金によって生活を守ろうという制度です。現在秋穂町では、母子年金十七名、障害年金十五名、寡婦年金一名、老令年金九十五名の方が年金を受けておられ、それぞれ生活の安定に大いに役立っております、このように国民年金は日常生活に密着し、老後は勿論、万一の場合には杖とも柱ともなるものですが、これも保険料を滞納していないことが

条件となっております

今年一月から保険料があり、皆さんの負担も増してまいります。保険料を納めていない月が一月でもあり、一万の場合折角の年金がもらえない場合がありますので、保険料は毎月キチンと納めておきましょう。また、保険料を納めていない月が一月でもある人は、あすといわず、いますぐ納めて将来の幸せな生活に備えましょう。

（経済上の理由で保険料を納めることができない人には、保険料の免除制度がありますので、印かんをもって町民課にご相談下さい）



納税申告の準備は？

所得税確定、住民税、贈与税

昭和四十八年分の所得税
住民税等の申告時期が近づ
いてまいりました。申告に
必要な書類は早めに準備し
ておきましょう。

所得税の確定申告

所得税の確定申告と納税
は、2月16日から3月15日
までです。所得税の確定申
告をされた方は、事業税、
住民税の申告は必要ありま
せんが、確定申告書にある
「住民税、事業税に関する
事項」欄の該当事項は必ず
記入して下さい。

確定申告が必要な人

- ① 所得の合計額が、基礎
控除などの所得控除を差
引き、その金額を基とし
て算出した税額が配当控
除額より多い人。
- ② みなし法人課税の選択
をしている人。
- ③ 給与の収入金額が、五
〇〇万円をこえる人。
- ④ 給与を一か所から受け
ている人で、給与所得、
退職所得以外の所得が10
万円をこえる人。
- ⑤ 給与を二か所以上から
受けている人で、年末調
整をされた給与以外の給
与収入額と、給与所得や

退職所得以外の所得金額
との合計額が10万円をこ
える人。

⑥ 同族会社の役員や家族

などで、その法人から給
与以外に貸付金の利子、
店舗などの賃貸料などの
支払いを受けている人。

確定申告をすれば納めた 所得がもどる人

源泉徴収された所得税
や、予定納税した所得税
が納めすぎになっている
人は、還付を受けるため
の申告書を提出すること
ができます。この申告書
は、2月16日以前でも受
付けています。

住民税の申告

昭和49年度分の住民税の
申告相談は、昨年同様3月
1日からはじめる予定に
しております。くわしいこ
とは、後日区長さんを通じ
お知らせいたしますが、申告
に必要な資料は早めに準備

贈与税の申告

贈与税は、不動産をはじめ
現金、預貯金、株式など
の財産をもらった人にかか
る税です。48年中に、も
った財産の価格が基礎控除
の40万円をこえる人は、2
月1日から3月15日までの
間に申告と納税をすること
になります。

納税証明

昭和48年分の申告所得税
の納税証明については、3
月中は申告或いは納付額の
確認に長時間かかることが
予想され、申出があっても
すぐ納税証明書の交付は困
難と思われることから、税
務署では、出来れば4月以
降に申出されるよう望んで
おります。

納税コーナー

税務課 税務署



5日は税の相談日



5日、15日、25日(その
日が休日の場合は翌日)は
税の相談日です。

48年度歳末たすけ合い募金

収入の部		支出の部	
一般募金	200,160円	病院・施設入所者及び里子	67,000円
秋小児童会	11,560	保育所(4ヶ所)	15,300
秋中学生徒会	10,124	生活困窮者	205,200
大海小職員一同	2,000	特別要保護家庭	11,600
県費補助金	15,800	長期在宅療養者	20,500
県共募配分金	26,900	重度心身障害者	29,000
その他	350	秋楽園入園者	16,000
善意銀行より	97,706		
計	364,600	計	364,600

社協だより

歳末たすけあい
運動
ご報告とお礼
昨年十二月一ヶ月間実施
致しました歳末たすけ合い
募金につきましては、婦人
会の方々、各学校の方、及
び町内の皆様方の深いご理解と暖かい善意によるご協力をよりまして、誠に好成績をあげることが出来ました事を厚くお礼申し上げます。次に実績の報告を申し上げます。次いで、関係各位のご厚情に心からお礼を申し上げます。

小鳥や獣類を飼うときは

許可をうけましょう!

「野鳥(洋鳥は除く)や獣類を捕ったり、飼ったりするには許可が必要です。よいか

小鳥たちはどんなに役立つているでしょう

日本に住んでいる鳥類の約60%が、害虫だけを食べて私たちの生活に役立っています。みなさんの飼っているウグイス、メジロ、ヤマガラ、ホオジロは、農作物や森林の害虫の天敵として、大きな働きをしています。

カゴの鳥は泣いています姿が美しい、鳴き声が良いということ、カゴの中に入れて小鳥たちは泣いているのではないでしょう。自然の中で、自由に私たち人間との相互扶助によって生活させるのが本来の姿なのです。

小鳥などを捕って飼いたいとき
 ・受玩のために捕えるには環境庁長官や県知事の「捕獲許可」が必要です。
 ・受玩のために飼いたいときは、県知事の「飼養許可」が必要です。

無許可で捕獲したり飼養するときびしく処罰され

で手続きして下さい。この場合、一件一五〇円の手数料が必要です。野生鳥獣の捕獲や飼養のことについて詳しくを知りたい方は、産業課へおたづね下さい。



※ 捕 獲

受玩のために県知事の許可で捕獲できるものは、マヒワ、ウソ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、ウグイスの七種類です。

その他はすべて環境庁長官の許可が必要です。

※ 飼 養

県知事や環境庁長官の捕獲許可をうけて捕えた鳥獣類を、引き続き飼おうとするときは、県知事の飼養許可がいります。

ただし、狩猟鳥獣を飼う場合は飼養許可はいりませんが、ヒナや卵をとることはできません。

飼養許可の有効期間は一年で、引き続き飼おうとするときは更新しなければなりません。

※ 譲 渡

飼養している鳥獣類を譲渡するときは、飼養許可証とともに受渡ししなければなりません。

※ 手 続 き

飼養許可の申請は産業課

〒郵便局だより

年賀状で住所録の整理を

うれしい年賀状がたくさん舞い込んだこと、そこでこの年賀状で、住所録を整理しておく、これからお手紙を出されるに、大変便利です。

住所録には、必ず郵便番号、市、郡、町、村、丁目、番地(または新住居表示番号)アパートならその名称棟番号、部屋番号、同居者はその世帯主氏名等くわしくお書きになることで

花と緑に親しむ生活

庭木の植込みのコツ

よい木の選び方
 ▼全体の形が整い、根の部分とつり合いがとれているもの

▼葉は、その木らしい艶があり勢のよいもの
 ▼幹は肌色や艶がよく、素直に伸びているもの
 ▼根はよく発達し、細い根が張っているもの

▼常緑樹は三月下旬〜四月上旬、六月梅雨期、九月下旬〜十月下旬。



植付けの適期
 ▼一般的に、落葉樹は十一月下旬〜十二月月上旬が最もよく、その後は厳寒は避け

ところで、年賀状のお年玉賞品は一月二十日から、近くの郵便局で、当った年賀状とお引換えします。三年以上には、受取人のご印がいります。

この賞品の引換えは七月一九日までです。お忘れにならないうちに早目に賞品をお受取りください。

一等ラジオ付カセットテープレコーダー
 二等電気毛布
 三等トレーニングセット
 四等封筒セットと

グリーンティグカード五等お年玉切手シート

「簡保新加入運動」

郵政省は、一月十一日から三月三十一日までの期間で、明るいくらしの設計「簡易保険新加入運動」を全国に展開しております。

現在、簡易保険の加入契約は四千八百万件にもおよび、家庭の明るいくらしづくりに役だてられております。また、加入者に保険金や配当金としてお支払います。

この簡易保険を、もっともつと地元のお役にたてるため、大蔵省、自治省、文部省、電々公社、NHKなど、関係機関のご協力を得て広く国民の皆様におすめする運動を展開しておりますので、町民のみなさんご協力をお願いいたします。

郷土小史 (5)



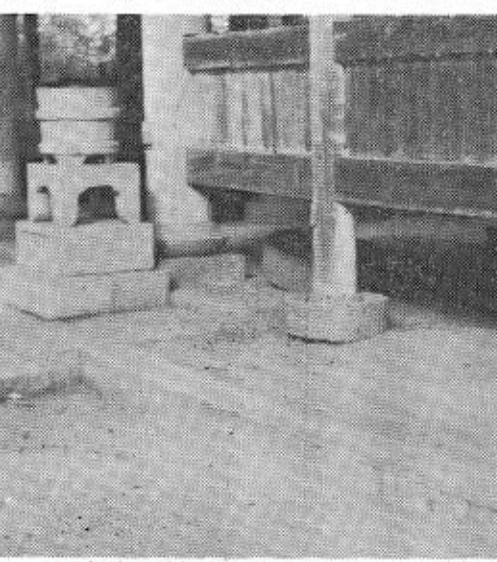
正八幡宮の本殿外障にある垂股

山口県指定の重要文化財「うな整った配殿形式を「廊...」

間が後方に折れ、廻廊形式となつています。この様門は山口の今八幡宮や古熊神社の拝殿と同様に向拝中央部にも板を張った様拝殿であつたのを、後年床をおとし通路としたところが、礎石や柱の痕跡からうかがわれます。

部分的に特に秀れているのは、本殿妻飾りと外障内には前身建物のもので、本殿外障には前身建物のものと思われ、室町末期の優秀な垂股

これら建物は元文五年(一七四〇)国主毛利宗広公によって建てられたもので、文亀元年(一五〇一)久米山遷座以来二四〇年、古い規模を尊重して建てたものと云います。



正八幡宮の様拝殿部分に使われている独特の基礎石

て建てられたこと、当時の代官東条九郎右衛門、浦有富七兵衛、宮司職有重(菩提寺「禅光院」庄屋(安光)茂兵衛等の名が刻まれています)が近時風化が激しく、判読困難になってい

この鳥居建立に当って、浦の有富家から玄米二百俵の献納があつたと古老は伝えてい



田中穰記

石油危機を突破しまし よう

みんながその気で エネルギー節約



その方が健康で いいわね

